

確 認 書

江戸川区長 殿

(以下の内容を確認し、欄にチェックマークをつけ、1か所押印してください)

チェック ☑	工事 状況	説 明 内 容
	耐震工事前	増改築の状況に応じて、助成対象経費が減額される場合があります。
		助成決定（区から文書で通知します）より前に着手（除却工事への着工または除却工事請負業者との契約）をした場合、ただちに 助成対象外 となります。
		助成申請後、区の審査において、書類の追加提出・訂正等が必要な場合があります。また、これにより助成決定が遅れる場合があります。
		変更があった場合は当該事業に関する確認申請が必要な工事は行わないか確認してください。 (確認済証を取得している場合は除きます。) また、確認申請が必要な工事が認められた場合は 助成決定の取消し の場合があります。
	耐震工事着手	助成決定後、速やかに耐震工事の契約及び着手をしてください。 また、 最終契約期限は令和 9 年 1 月末日 です。
		助成決定後、申請者の都合により耐震工事を取りやめた場合、区へご連絡のうえ、「辞退届」を1週間以内に区に提出してください。
		助成決定後、耐震工事内容、金額に変更があった場合、「変更届」を1週間以内に区に提出してください。
	工事完了	耐震補強工事チェックリストを活用し、工事写真の撮り忘れがないよう十分に注意してください。写真の撮り忘れにより設計図書とおりの適切な耐震工事がおこなわれていないと認められた場合には、助成決定の取消しの可能性があること。これを工事施工者に伝え、いつ・誰が撮影するのか協議し、撮り忘れがないようにしてください。 写真には必ず日付を入れてください。
		耐震工事完了後、「実績報告書」及び添付書類（区公式 WEB サイト参照）を1ヶ月以内に区に提出してください。また 最終提出期限は令和 9 年 2 月 26 日 であり、区において 左記期限までに完了が確認できない場合は、助成を辞退したものとみなされます。
	その他	助成申請書類に押印する 印鑑は同じもの を使用してください。 (助成申請書、変更届/辞退届、実績報告書、助成金請求書) 使用印鑑
		助成申請者、契約者及び領収書宛名が 同一人物 でなければなりません。
		見積書を発行した業者、契約業者及び領収書発行者は 同一 でなければなりません。
		本制度と補助対象が重複する 他の補助制度との併用をしない でください。
		実績報告書の提出期限までに必要書類を提出できないことが判明した場合、または区から付された是正条件を遵守する事ができないと判明した場合は「辞退届」を早急に区へ提出してください。
		条件付き建物の耐震工事を行ったときは、条件を守らないものについては 助成対象外 となる場合があります。

私は上記の説明内容について確認、理解しました。

令和 年 月 日

申請者 署名